

解散公告(第一回)

当法人は、社員の欠亡により令和八年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

奈良市鶴舞東町二番一三三

医療法人福原眼科
清算人 福原 直美

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年七月三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

広島市佐伯区海老園三丁目一九番一八〇九号
島津マンション敷地売却組合
代表清算人 豊島 由浩

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月十五日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

三重県四日市市山田町二二八九番地の一
宗教法人眞勢寺
清算人 市原しげ子
四一〇一〇六号

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年七月一日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

兵庫県丹波市氷上町稲畑七六七番地
農事組合法人稲畑どろんご会
清算人 梅垣 嘉位

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月一日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

愛媛県松山市大字余戸一二〇四番地
宗教法人常寶院
清算人 吉村 紀行

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年六月十六日鹿児島地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

鹿児島県大島郡宇検村田四六八番地一
宗教法人南西諸島イエスの御霊教会
事務所 鹿児島県始良市東餅田二四九〇番地二
岩井法律事務所
清算人 弁護士 岩井 作太

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

新潟県新発田市新栄町一丁目一番六号
医療法人社団よつば会
清算人 渡部 坦

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年九月十四日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月二十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府豊中市上野坂一丁目二番二〇号
医療法人よしおか医院
清算人 吉岡 儀子

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年二月二十一日開催の総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年七月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

大阪府平野区長吉六反二丁目六番三九号
医療法人岡部耳鼻咽喉科医院
清算人 大西 博昭

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年七月三十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月三日

岡山県都窪郡早島町早島一三八九番地
清算人 竹井 成範
葉師庵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市六条通十七丁目左一、最後の住所北海道旭川市五条通十二丁目二一七番地の二 シュロス大成九〇四号
被相続人 亡 東出 光弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三日

北海道旭川市三条通九丁目五五一番地二
旭川総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金子 舞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県寒河江市丸内二丁目三番、最後の住所山形県寒河江市丸内二丁目三番二〇号
被相続人 亡 高橋 辰巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月三十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三日

山形県寒河江市丸内二丁目三番二三号
相続財産清算人 行政書士 荒木伸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市清水台二丁目九番地、最後の住所福島県郡山市清水台二丁目七番二四号
被相続人 亡 大橋 好美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三日

福島県郡山市島一丁目一六番七号足立龍太
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 足立 龍太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字三町目二一番地、最後の住所福島県いわき市市平字三町目二一番地の一八番地の四
被相続人 亡 菊地 秀明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月三日

福島県いわき市市平字作町一―九―三村山ビ
ル四―A 磐城総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金田 康裕

第7期決算公告

令和8年8月3日
東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
バイシャンスキャピタルグループ株式会社
代表取締役
ケン・チャン・チェン・ウェイ
貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(百万円)
資産の部	流動資産	307
	固定資産	159
	資産合計	466
負債及び純資産の部	流動負債	243
	固定負債	223
	資本	10
	剰余金	213
	利益剰余金	213
	その他利益剰余金	(40)
	負債・純資産合計	466